

令和 3 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 8 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・令和4年3月11日 令和3年度第4回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和7年3月12日 令和6年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和3年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和6年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

各圏域で合意が得られた病床の機能分化・連携に資する施設設備整備を始めとする様々な取組について総合的な支援を行う。

また、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）のさらなる利便性の向上を図ることにより、病病連携、病診連携の強化や中山間・離島地域の診療支援、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む。

（数値目標）

- ・ R3 年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数
高度急性期・急性期機能▲238 床、回復期機能 74 床、慢性期機能▲121 床
- ・ 病床の機能分化・連携に資する施設整備等の取組を行う医療機関数
4 施設（R3 年度）
- ・ まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
3,761 件（R1 年度） → 3,900 件（R3 年度）
- ・ まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
62,567 枚（R3.1） → 68,000 枚（R4.3）

<地域医療構想で策定した各圏域の必要病床数>

（2016 年度）

（2025 年度）

	病床数 合計	一般 病床	療養 病床
松江	3,089	2,585	504
雲南	598	405	193
出雲	2,361	1,750	611
大田	647	457	190
浜田	1,128	731	397
益田	847	595	252
隠岐	135	111	24
県合計	8,805	6,634	2,171



	病床数 合計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	増減数	増減率 (%)
松江	2,474	212	810	712	740	▲615	▲19.9
雲南	523	15	113	254	141	▲75	▲12.5
出雲	1,661	255	644	421	341	▲700	▲29.6
大田	403	13	93	174	123	▲244	▲37.7
浜田	760	62	255	212	231	▲368	▲32.6
益田	613	47	214	179	173	▲234	▲27.6
隠岐	135	8	39	50	38	0	0.0
県合計	6,569	612	2,168	2,002	1,787	▲2,236	▲25.4

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数
270 箇所 (H27 年度) → 293 箇所 (R3 年度)
- ・訪問診療を受けている患者数
5,769 人 (H27 年度) → 6,254 人 (R3 年度)
- ・訪問看護ステーションにおける看護職員数 (常勤換算)
R2.10 時点 414.2 人 → R3.10 時点 445.0 人
- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持
R3.1.1 時点 33.4% → R4.1.1 時点 33.4%
- ・2025 年までに特定行為を行う看護師
県内修了者数 (累計) R1 年度 35 人 → R3 年度 85 人
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数 (月平均)
3,761 件 (R1 年度) → 3,900 件 (R3 年度)

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標) ※数値目標は、第8期介護保険事業計画に基づくもの
(令和3年度→令和5年度)

- ・認知症高齢者グループホーム 5 施設 (54 床)
- ・小規模多機能型居宅介護 2 施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護 3 施設
- ・介護老人保健施設 1 施設 (105 床)
- ・介護医療院 2 施設 (88 床)

④ 医療従事者の確保に関する事業

平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医療従事者の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり特に県西部において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標)

・しまね地域医療支援センターへの登録者対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数

82人 (R2年度) → 91人 (R3年度)

・病院、公立診療所の医師の充足率 (医師多数区域を除く二次医療圏)

78.9% (R2年度) → 83.3% (R3年度)

・病院の看護師の充足率

96.2% (R2年度) → 97.0% (R3年度)

・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数

45人 (R2年度) → 61人 (R3年度)

・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (R3.10時点 173人)

・産婦人科における医師の充足率維持 (R3年度 88.1%)

・分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持 (R3年度 57人)

・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持
(R3年度 14.6人)

・小児 (二次・三次) 救急対応病院数の維持 (R3年度 19病院)

・県内からの医学科進学者数

35人 (R2年度) → 50人 (R3年度)

・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 (R3年 216箇所)

・県内病院における薬剤師の充足率

85.3% (R2年度) → 85.8% (R3年度)

⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。

(数値目標)

・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3施設

⑥ 介護従事者の確保に関する事業

令和7年度 (2025年度) における介護職員需給ギャップ (461人) の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

・令和7年度 (2025年度) における介護職員需給ギャップ (461人) の解消

2. 計画期間

令和3年度～令和7年度

□島根県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

R3 計画事業執行なし

② 居宅等における医療の提供に関する目標

・往診・訪問診療を行う診療所・病院数

※【目標値】270カ所（H27年度）→293カ所（R3年度）

最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した

・訪問診療を行っている医療機関数（診療所、病院数）

267カ所（H29(2017)年度）→263カ所（R6(2024)年度）

・訪問診療を受けている患者数

※【目標値】5,769人（H27年度）→6,254人（R3年度）

最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した

・訪問診療を受けている患者数

5,847人（H29(2017)年度）→6,427人（R6(2024)年度）

・往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持

R5.3時点 33.2% → R7.3時点 32.8%

※R3.1時点 33.4%

③ 介護施設等の整備に関する目標

R3 計画事業執行なし

④ 医療従事者の確保に関する目標

・しまね地域医療支援センターへの登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数

74人（R1年度）→151人（R7年度）

※【目標値】91人（R3年度）

・病院、公立診療所の医師の充足率（全域が医師少数区域等の二次医療圏）

76.7%（R1年度）→80.5%（R7年度）

※【目標値】83.3%（R3年度）

・病院の看護師の充足率

96.2%（R2年度）→95.7%（R7年度）

※【目標値】97.0%（R3年度）

⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

医師の労働時間が短縮された医療機関数 2施設

⑥ 介護従事者の確保に関する目標

令和5年度介護職員数 16,581人

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

R3計画事業執行なし

(2) 在宅医療の推進に関する事業

①在宅医療の推進に関する事業

計画期間中、研修等による医療機関の体制整備支援や、条件不利地域への訪問診療・訪問看護に対する市町を通じた支援等により、提供体制の充実を図った。

訪問診療を行う医療機関数は計画当初の水準を維持するとともに、訪問診療を受けている患者数は増加している。

②医療連携の強化・促進

計画期間中、「まめネット」の普及に向けた取組を支援したこと等により、連携カルテの閲覧件数はR6年度の月平均が5,433件、同意カード発行枚数はR6年度末には77,244枚となり順調に増加しているため、今後は、在宅医療に活用できる連携アプリケーションの整備を進めることにより、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

R3計画事業執行なし

(4) 医療従事者の確保

計画期間中、これまでの、地域医療支援センター運営事業や医学生奨学金の貸与等の医師確保の取組と、看護師の研修環境の整備、院内保育所の運営支援等による医療従事者の県内定着の取組により、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

(5) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

計画期間中、事業を実施した医療機関において、医師の労働時間の縮減に対する直接的な効果があった。

(6) 介護従事者の確保に関する事業

計画に記載した事業は着実に実施した。取組の成果は今後の統計調査により

把握する。

3) 改善の方向性

- ・病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成など提供体制の維持・強化に継続して取り組む。

4) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和3年度島根県計画に規定した事業について、令和6年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 医療提供体制構築事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>平成28年10月に策定した地域医療構想の達成を図るには、東西に長い県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、中山間地域に点在する医療機関、開業医の高齢化と後継者不足等島根県の実情に合わせた「しまね型」の医療提供体制の構築が求められる。</p> <p>将来の医療需要や地域における関係者の協議を踏まえながら、求められる医療機能の充実に係る支援及び構想区域を越えた医療機能の連携・病床再編の促進等に取り組んでいく必要がある。</p> <p>アウトカム指標：令和3年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数</p> <p>※（ ）内は地域医療構想記載の R7 必要病床数－H27 病床機能報告病床数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度急性期・急性期機能 ▲238床(▲2,047床) ・回復期機能 74床(630床) ・慢性期機能 ▲86床(▲586床) 	
事業の内容（当初計画）	<p>島根の実情にあった医療提供体制の構築を目指し、各医療機関等が圏域での合意に基づき、地域医療構想達成に資する1に掲げる施設設備整備事業へ取り組む場合、必要な経費を支援する。</p> <p>また、1の事業に取り組む医療機関等が、地域医療構想の達成にあたり施設整備事業だけではなく、2に掲げる事業を活用し、施設設備整備事業と一体となって地域医療構想の達成を図る場合、必要な経費を支援する。</p> <p>1. 施設設備整備事業（主な事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床機能の転換 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・複数医療機関間の再編 ・病床規模の適正化を伴う医療機能の充実 ・がん診療拠点病院の機能充実等 <p>2. 施設設備整備関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床転換に伴い必要となる部門への医療従事者の派遣、確保等に必要となる事業等 ・病床転換や再編等に伴い必要となる人材を育成する事業等 (例：回復期機能への転換や回復期機能を強化することに伴い必要となる回復期病棟の運用に必要な専門性の高い看護師を養成するための研修等) ・病床機能の転換や病床再編に取り組むにあたって必要となる調査・検討、又はコーディネーターの配置事業等
アウトプット指標（当初の目標値）	圏域での合意に基づき病床機能転換等を行う医療機関数 4施設
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和3年度計画分は執行していない。
	<p>(1) 事業の有効性 令和3年度計画分は執行していない。</p> <p>(2) 事業の効率性 令和3年度計画分は執行していない。</p>
その他	

事業の区分	I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.2】 しまね医療情報ネットワーク整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県は、東西に長い（約 230 km）県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中で、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）を整備・活用し、構想区域を越えた医療機能の分化連携と病床再編を促進するとともに、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（R 元年度平均） 3,761 件／月 →目標値（令和3年度平均）3,900 件／月 ・同意カードの発行枚数 現状値（R3.1月末）62,567 枚 →目標値（R4.3月末）68,000 枚 	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・まめネットの整備等（まめネット連携アプリケーション整備、まめネットに接続するための院内システム整備等の経費） 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・連携アプリケーション（在宅ケア支援サービス等）の改修 2 件 ・情報提供項目を拡大する病院 1 施設 	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和3年度計画分は執行していない。</p> <p>（1）事業の有効性 令和3年度計画分は執行していない。</p>	

	(2) 事業の効率性 令和3年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4】 医療連携推進事業	【総事業費】 11,810 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を実施する診療所・病院数 270 箇所（H27 年度）→293 箇所（R3 年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度）→6,254 人（R3 年度） 	
事業の内容(当初計画)	<p>地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位においてモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組（小規模なチーム作り）に必要な経費を県が補助する。</p> <p>また、推進の拠点となる在宅医療介護連携推進センター（仮称）を設置し、全県単位でのデータ収集や実態把握、好事例の共有等の取組に必要な経費を県が補助する。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	在宅医療に取り組む連携チーム数 5 チーム	
アウトプット指標(達成値)	<p>R6年度までに、3つの連携チームが構築され、地域における新たな医療体制の構築に向けた活動が活発化した。具体的には、在宅医療に関わる医療介護専門職による多職種連携チームによる症例検討・研修会の実施や連携を強化するためのツールである「地域連携ハンドブック」の発行等、各地域で多様な取組が実施され、県内の在宅医療提供体制の充実が図られた。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数） 267 ヲ所（H29(2017)年度） → 263 ヲ所（R6(2024)年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,427 人（R6(2024)年度） <p>※アウトカム指標の訪問診療を受けている患者数は NDB データであるが、直近の値が</p>	

	<p>非公表であり、市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータにより確認した。</p> <p>・往診・訪問診療を行う医療機関の割合 28.0% (R7.12.1時点)</p>
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>後継者不在による閉院などの影響により、目標値は未達成であったが、訪問診療を受けている患者数は増加した。本事業により、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図るとともに、地域の実情に応じた医療関係者の自発的な取組を喚起することができ、在宅医療提供体制に係る具体的な取組の普及を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>適切な補助要件、補助基準等を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7】 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業 PCAポンプ整備支援事業 PCAポンプ普及事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標：緩和ケア研修修了者数 令和2年度時点 1,527人 → 令和3年度 1,607人	
事業の内容（当初計画）	医療用麻薬の使用への抵抗感や緩和ケアに対する漠然とした不安感を解消し、在宅での緩和ケアを進めるため、開業医等を対象とした緩和ケア研修会を開催する。 また、在宅において医療用麻薬の持続皮下注射が可能なPCAポンプの普及と機器更新による切れ目のない緩和ケアの提供を図るため、各医療圏において在宅緩和ケアの拠点となる薬局が行うPCAポンプの整備に対して支援する。 加えて、PCAポンプの普及を促進するため、在宅緩和ケアの関係機関を対象として、PCAポンプを活用した在宅緩和ケアの取組やPCAポンプの使用方法について学ぶ研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催 1回 ・PCAポンプの整備数 10カ所	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和3年度計画分は執行していない。 （1）事業の有効性 令和3年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性	

	令和3年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 9】 在宅歯科医療推進対策事業	【総事業費】 1,661 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3. 1. 1 時点 33. 4%→ R4. 1. 1 時点 33. 4%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の体制維持や関係者の資質向上を図るため、歯科専門職を中心として医療・福祉・介護職等の多職種の関係者に在宅歯科医療のために必要な知識や技術等の研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科専門職等に対する研修会の開催2回	
アウトプット指標（達成値）	・ 歯科衛生士及び歯科技工士に対し、在宅歯科医療に関する知識の普及及び技術向上のための研修会を開催した R3 年度2回、R4 年度2回、R5 年度2回、R6 年度2回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合 40. 2% (H29. 10) → 43. 9% (R2. 3) →33. 2% (R5. 3) →33. 2% (R6. 3) →32. 8% (R7. 3)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は減少しており、アウトカム指標が未達成となったが、本事業を通じて、歯科衛生士・歯科技工士が歯科医療の実施に必要な知識や技術の向上について、一定の効果があつた。往診・訪問診療を行う歯科診療所の維持に向けて、引き続き、在宅歯科医療の体制整備及び質の向上を図っていきたい。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>島根県歯科医師会に委託することにより、各地区における在宅歯科医療に関わる歯科衛生士及び歯科技工士の取組</p>	

	状況や、課題等の情報共有を効率的に行うことができる。さらに、現場の課題に柔軟に対応した上で、より専門的な研修が開催できるとともに、歯科衛生士等を派遣する側である歯科医師の理解にもつながっている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 17】 研修医研修支援資金の貸与	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況は特に特定診療科において顕著であり、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 産婦人科における医師の充足率維持（R3 年度 88.1%）	
事業の内容（当初計画）	県内で産婦人科等の専門医取得を目指す初期臨床研修医や専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医に対して研修支援資金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修支援資金貸与者の継続的確保 4 人／年	
アウトプット指標（達成値）	令和 6 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和 3 年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和 3 年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和 3 年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 20】 医師確保計画推進事業	【総事業費】 76,867 千円
事業の対象となる区域	医師少数区域及び医師少数スポット	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足や地域偏在など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R2年度 82人 → R3年度 91人 → R6年度 114人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R2年度 78.9% → R3年度 83.3% → R6年度 90.0% 	
事業の内容（当初計画）	<p>医師確保計画の推進のため、県内医療機関等が実施する以下の取組を県が支援する。</p> <p>(1)圏域の医療機関や自治体等と連携して実施する医師招聘事業</p> <p>(2)医師多数区域から新規に常勤・非常勤雇用する医師を対象とし、1年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき事業を行った際にかかる経費</p> <p>(3)医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣を行うことで生じる逸失利益</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等 10件	
アウトプット指標（達成値）	県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等 8件	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R7年度 151人 ・病院・公立診療所の医師の充足率 	

	<p>全域が医師少数区域等の二次医療圏 R7 年度 80.5%</p>
	<p>(1) 事業の有効性 しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数、及び病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）とも、増えてきており、医師少数区域等で勤務する医師の増加に寄与した。</p> <p>しかし、取組実績は目標に達していないので、医療機関等へ事業の支援内容について引き続き周知していく。</p> <p>(2) 事業の効率性 適切な基準額、対象経費等を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 25】 医療勤務環境改善支援センター事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R2年度 78.9% → R3年度 83.3% → R6年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R2年度 96.2% → R3年度 97.0% → R6年度 98.0%</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>県内医療機関に勤務する、医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関が自主的に行う勤務環境改善の取組を支援する。（訪問支援、相談対応のほか、医療機関への普及啓発等を行う）</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 4施設	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和3年度計画分は執行していない。</p> <p>（1）事業の有効性 令和3年度計画分は執行していない。</p> <p>（2）事業の効率性 令和3年度計画分は執行していない。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26】 医療従事者の確保に関する支援事業 医療従事者研修環境整備事業	【総事業費】 3,303 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院、郡市医師会	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 R2年度 82.1% → R3年度 83.3% ・病院の看護師の充足率 R2年度 96.2% → R3年度 97.0% → R6年度 98%	
事業の内容(当初計画)	・県内の医療従事者を確保するため、各病院が独自に取り組む看護職員をはじめとした医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・県内の病院及び郡市医師会が、地域医療構想に基づき、二次医療圏域内において必要となる医療従事者の確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・二次医療圏ごとに、医療技術及び提供医療の質の向上や看護職員等の医療従事者の横のつながりの構築を図るため、圏域内の医療従事者を対象とした研修を病院が実施する場合、研修実施に要する経費を県が補助する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	・独自に医療従事者の確保に取り組む病院の数 16 病院 ・各医療圏域での研修開催 4 回	
アウトプット指標(達成値)	・医療従事者確保に取り組む病院の数 18 病院 ・各二次医療圏域での研修開催回数 6 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R7.10月に看護職員実態調査及び勤務医師実態調査を実施。 (病院・公立診療所の医師の充足率 R7年度 84.8%) (病院の看護師の充足率 R7年度 95.7%)	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>充足率は横ばいだが、病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動等を支援することにより、県内の医療従事者の確保推進につながった。また、県内の各医療圏域での研修開催にかかる経費を支援することで、医療従事者の研修機会を確保し、医療技術及び提供医療の向上を図ることができ、医療従事者の確保に一定の効果があつた。今後、充足率向上に寄与するよう病院等に対し、本事業を活用した従事者確保の取組みについて、引き続き啓発していきたい。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>適切な基準額、対象経費等を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 基盤整備 (中項目) 基盤整備 (小項目) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	
事業名	【No.1 (介護分)】 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業認証評価制度実施事業	【総事業費】 132 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護事業者の人材育成・確保の取り組みを「見える化」し、介護事業者の切磋琢磨を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入と定着促進を図る必要がある。	
	アウトカム指標：令和 5 年度からの認証評価制度導入	
事業の内容（当初計画）	介護人材に取り組む事業者に対する認証評価制度の導入	
アウトプット指標（当初の目標値）	認証評価制度（宣言制度）の導入	
アウトプット指標（達成値）	認証評価制度（宣言制度）の開始 宣言を行った事業所（法人）数 10 法人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 宣言を行った事業所（法人）数 20 法人	
	<p>（1）事業の有効性 福祉・介護人材の育成や、処遇・職場環境の改善による定着促進に取り組む福祉・介護事業者が「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」として宣言し、自らの取組について若者や求職者へ情報発信することで、福祉・介護業界への参入の促進を図ることができる。</p> <p>（2）事業の効率性 ロゴマークなどの広報媒体を作成し、制度周知を行った。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野拡大」 (小項目) 地域における介護のしごと魅力発信事業	
事業名	【No.2 (介護分)】 権利擁護人材育成事業 (普及啓発事業)	【総事業費】 295 千円
事業の対象となる区域	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、安来市、江津市、邑南町、雲南市の区域	
事業の実施主体	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、安来市、江津市、邑南町、雲南市	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々(例：認知症高齢者等)への、成年後見人材の確保。	
	アウトカム指標：セミナー等参加人数 300 人	
事業の内容 (当初計画)	一般住民に対し、成年 (市民) 後見人制度の概要や成年 (市民) 後見人の必要性、役割等を広く周知するための講演会、セミナーを開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	セミナー等開催：4～5回	
アウトプット指標 (達成値)	セミナー等開催：21回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： セミナー等開催：21回	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>まずは市民に対し、成年後見制度そのものへの認知度を高め、併せて市民後見人の必要性についての理解も深めることが重要であると考えており、このような啓発活動は今後も継続すべき有効な事業である。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>市町村が普及啓発する際に、広報誌を活用する等により、事業費の効率的運用に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No.3 (介護分)】 介護や介護の仕事理解促進事業	【総事業費】 734 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025 年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護の魅力を広く発信し、介護の社会的評価を高めることにより、介護につきまとうネガティブなイメージを払拭し、若年層が将来の職業として「介護」を選択する機運の醸成が必要になっている。 アウトカム指標：介護や介護の仕事へのイメージアップ等を感じる介護関係者及び一般県民の人数増加につなげる。	
事業の内容 (当初計画)	①シルバーウイーク (9 月) から介護の日前後の期間 (11 月) を中心に、介護や介護の仕事に関する理解を深める啓発活動を実施する。 ②年間を通じた介護の普及啓発活動に取り組む。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	啓発活動に取り組む団体数：39	
アウトプット指標 (達成値)	啓発活動に取り組む団体数：39	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 啓発活動に取り組む団体数：39 (1) 事業の有効性 雲南市で介護の日イベントを実施し、一般の方に向けて。介護や介護の仕事理解促進や魅力を啓発することができる。 (2) 事業の効率性 一般の方が参加しやすいイベントを実施することで、介護や介護の仕事の魅力発信ができ、職業選択における介護分野への参入促進に繋がる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No.4 (介護分)】 保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業	【総事業費】 377 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材の確保の状況は、地域の実情により異なるため、市町村の地域の実情に応じた確保対策や定着促進に係る取組も重要となっている。 アウトカム指標：2025 年度における介護職員需給ギャップ (461 人) の緩和	
事業の内容 (当初計画)	市町村が地域単位で実施する人材確保対策・定着促進事業を支援する。 ・介護や介護の仕事に係る普及啓発活動 ・未経験者や潜在的な介護人材の参入促進 等	
アウトプット指標 (当初の目標値)	事業実施市町村数：11 (保険者)	
アウトプット指標 (達成値)	事業実施市町村数：12 (保険者)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 事業実施市町村数：12 (保険者) (1) 事業の有効性 広域保険者、市町村が実施する人材確保対策・定着促進事業の実施を支援し、介護人材の確保、定着に資する事業を実施する (2) 事業の効率性 広域保険者、市町村がそれぞれ独自で実施する人材確保対策・定着促進事業をのを実施を支援することにより、介護人材の確保・定着に資する事業を実施することができる	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層 (若者・女性・高齢者) の参入促進事業	
事業名	【No.5 (介護分)】 介護助手等普及推進事業	【総事業費】 1,423 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題となっており介護人材確保と離職防止の強化が必要。 介護職場の業務仕分けを行い、必ずしも介護職員が行わなくても良い事業を仕分けし、介護助手等に担っていただくことで、介護人材の確保と離職防止につなげていく。 アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ(461人)の解消	
事業の内容(当初計画)	県福祉人材センターへの委託により介護事業所等を対象とした介護助手等の導入に関する研修会を開催	
アウトプット指標(当初の目標値)	研修会の開催9回	
アウトプット指標(達成値)	研修会の開催8回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 参加事業所数 28事業所 (1) 事業の有効性 介護現場の生産性向上の取組について意欲があり、介護助手の導入に興味があるが、具体的手法が分からず取り組めていない事業者を対象に研修会を実施することで、介護助手の導入を促すことができる。 (2) 事業の効率性 受講した事業者に対して実態調査を実施し、次年度以降の施策の検討材料とした。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業	
事業名	【No.6 (介護分)】 外国人留学生奨学金等支給支援事業	【総事業費】 264 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。</p> <p>・介護福祉士の資格取得を目指して、直接又は日本語学校を經由して介護福祉士養成施設に留学する外国人を、将来、介護の専門職として雇用しようとする介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付しているが、介護施設等の負担軽減が課題となっている。</p> <p>アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ(461人)の緩和</p>	
事業の内容(当初計画)	介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対して学費や生活費などを給付する介護施設等について、当該介護施設等が行う奨学金等の一部を助成	
アウトプット指標(当初の目標値)	留学生数・・・30名 1年目(日本語学校) 15名 2年目、3年目(介護福祉養成施設) 15名	
アウトプット指標(達成値)	留学生数・・・18名 1年目(日本語学校) 13名 2年目、3年目(介護福祉養成施設) 5名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 留学生数・・・18名 1年目(日本語学校) 13名 2年目、3年目(介護福祉養成施設) 5名</p> <p>(1) 事業の有効性 介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付する際に、介護施設等の負担軽減を諮ることにより、外国人介護職員の確保を図ることができる。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>県が外国人留学生に奨学金を貸与する介護施設に、補助金を交付することにより、介護施設等の負担軽減が図られ、将来の介護施設での外国人職員の確保を進めることができる。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野拡大」 (小項目) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業	
事業名	【No.7 (介護分)】 福祉系高校修学資金貸付事業	【総事業費】 1,925 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・福祉系高校に修学し、介護福祉士を目指す生徒に修学資金を貸し付けることにより、生徒の確保を図る必要がある。 <p>アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>県内の介護職場に就労することを目指す福祉系高校の生徒に対し、修学資金を貸付け、介護業務従事者で返還免除とする</p> <p>県社会福祉協議会に対し貸付け原資を補助金交付する</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	福祉系高校生のうち修学資金を活用し、介護業務に従事する者 年：20名	
アウトプット指標（達成値）	福祉系高校生のうち修学資金を活用し、介護業務に従事する者 年：13名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 福祉系高校生のうち修学資金を活用し、介護業務に従事する者 年：13名</p> <p>（1）事業の有効性 介護福祉士資格取得を目指し、介護職場で就労しようとしている福祉系高校生に受験対策費用等を貸し付けることにより、生徒の確保につながっている。</p> <p>（2）事業の効率性 県（社協）が補助金を交付することにより、介護職場に就労しようとしている福祉系高校生を支援することができる。</p>	

その他	
-----	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野拡大」 (小項目) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業	
事業名	【No.8 (介護分)】 介護分野就職支援金貸付事業	【総事業費】 1,000 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・他業種で働いていた者の介護分野への参入を促進するため、就職支援金を貸し付けることにより、介護人材の確保を図る必要がある。 <p>アウトカム指標： 2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和</p>	
事業の内容（当初計画）	他業種で働いていた者等の介護分野への参入に係る就職支援金を貸付け、介護業務従事で返還免除	
アウトプット指標（当初の目標値）	貸付事業を活用し、介護分野での就労を行う者 30人/年	
アウトプット指標（達成値）	貸付事業を活用し、介護分野での就労を行う者 2人/年	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 貸付事業を活用し、介護分野での就労を行う者 2人/年</p> <p>(1) 事業の有効性 介護分野以外に就労していた者が、介護分野に就労する場合に20万円を貸しつけることにより、介護分野への就労を促すとともに、新たに就労する者の安定した就労につながっている。</p> <p>(2) 事業の効率性 県（社協）が補助金を交付することにより、介護分野以外に就労していた者が、介護分野に就職しようとする場合に支援することができている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.9 (介護分)】 訪問看護師確保対策事業	【総事業費】 7,269 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。 アウトカム指標：訪問看護師確保数：24名	
事業の内容（当初計画）	潜在看護師等が訪問看護事業所に採用され、独り立ちするまでの（訓練期間中の）人件費を負担することにより、潜在看護師等の積極的な採用が図られるようにする。（補助対象期間：6ヶ月間）	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問看護師確保数：24名	
アウトプット指標（達成値）	訪問看護師確保数：33名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護師確保数：33名 （1）事業の有効性 ・再就職を希望している潜在看護師や、訪問看護に興味のある病院看護師の掘り起し及びその看護師の雇用につなげることができた。 （2）事業の効率性 ・潜在看護師や訪問看護に興味のある病院看護師が、訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事することを支援することで、訪問看護師の雇用促進が図られ、効率的な人材確保につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.10 (介護分)】 訪問看護ステーション出向研修事業	【総事業費】 2,000 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。 アウトカム指標：出向研修修了者：7人	
事業の内容（当初計画）	院の看護師が一定期間、地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護に従事しながら退院支援・在宅療養支援のスキルアップを図ることにより、訪問看護が担える看護師の養成を進める。	
アウトプット指標（当初の目標値）	出向研修修了者：7人	
アウトプット指標（達成値）	出向研修修了者：3人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 出向研修修了者：3人 (1) 事業の有効性 ・本事業を通じ、出向者が訪問看護での学びを病院内で共有・活用していくことにより、病院における訪問看護の理解を促進し、魅力を発信することにつながり、また、出向元の病院と出向先の訪問看護ステーション間での退院支援・退院調整の円滑化、連携強化が図られている。 ・病院看護師が本事業に参加することで、訪問看護に興味を持ち、将来的に訪問看護の担い手となり得る看護人材を地域に増やすことにつながっている。 ・研修期間、訪問看護ステーションでは人員が増えるため、その他の訪問看護師が研修に参加できる等、訪問看護ステーションの質の向上に繋がっている。 (2) 事業の効率性	

	<ul style="list-style-type: none">・コーディネーターを配置することで、病院と訪問看護ステーション間のマッチング、出向条件の調整、出向期間中の情報共有や相談支援等をスムーズにし、効果的な事業実施につながっている。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.11 (介護分)】 新卒等訪問看護師育成事業	【総事業費】 356 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は必要不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にあり、さらには50代以上の看護職員の比率が55%以上と若年層の人材確保が喫緊の課題である。	
	アウトカム指標：新卒等訪問看護師の採用人数	
事業の内容（当初計画）	訪問看護ステーションに採用された新人看護師のための体系的な育成プログラムを構築し、安心して就職し働ける体制を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新卒訪問看護師の採用：2人	
アウトプット指標（達成値）	新卒訪問看護師の採用：0人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 新卒訪問看護師の採用：0人	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>応募があれば採用を検討したい訪問看護ステーションは27カ所あり、新卒訪問看護師を採用する意義については理解されている。</p> <p>過去に本事業を活用した訪問看護師と看護学生との交流の機会を設けており、新卒で訪問看護師として勤務するイメージの構築を行っている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>訪問看護支援センターと協働し、県内の全看護師等学校養成所の進路支援担当者へプログラムの周知を引き続き行う。</p> <p>新卒での訪問看護師に興味のある学生と、採用意向のある訪問看護ステーションとの交流の機会を引き続き設ける。</p> <p>採用後も訪問看護支援センターと協働して訪問看護ステーションへの教育支援が行えるよう、新卒訪問看護師育成プログラムを改訂する。</p>	

その他	
-----	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.12 (介護分)】 介護支援専門員資質向上研修等事業	【総事業費】 1,641 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送るため、適切なケアマネジメントを行うことが重要であり、その役割を担う介護支援専門員の資質向上を図る。	
	アウトカム指標：各種介護支援専門員研修受講者数	
事業の内容（当初計画）	<p>①介護支援専門員実務研修 研修対象者：介護支援専門員実務研修受講試験の合格者</p> <p>②介護支援専門員再研修 研修対象者：介護支援専門員証の有効期間が満了し、再度証交付を受けようとする者</p> <p>③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修対象者：介護支援専門員証が有効な5年間に実務経験がなく、有効期間が概ね2年以内に満了する介護支援専門員</p> <p>④介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修対象者：実務従事後3年以上の介護支援専門員</p> <p>⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修対象者：実務従事後6ヶ月～3年未満の介護支援専門員</p> <p>⑥主任介護支援専門員研修 研修対象者：地域包括支援センターや特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所に配置され、介護支援専門員の指導や助言等を行う主任介護支援専門員</p> <p>⑦主任介護支援専門員更新研修 研修対象者：主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する主任介護支援専門員</p>	

	※②、③は同時開催
アウトプット指標 (当初の目標値)	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：90人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：80人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：60人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：540人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：400人 ⑥主任介護支援専門員研修の受講者数：150人 ⑦主任介護支援専門員更新研修の受講者数：300人
アウトプット指標 (達成値)	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：101人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：70人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：48人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：198人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：72人 ⑥主任介護支援専門員研修の受講者数：56人 ⑦主任介護支援専門員更新研修の受講者数：73人
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：100人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：100人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：90人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：250人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：130人 ⑥主任介護支援専門員研修の受講者数：80人 ⑦主任介護支援専門員更新研修の受講者数：180人 (1) 事業の有効性 介護支援専門員に対して、多様な生活状況等に応じて、多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できるよう、専門知識及び技能の修得を図り、介護支援専門員の資質向上へとつながってきている。 (2) 事業の効率性 介護支援専門員に対して、多様な生活状況等に応じて、多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できるよう、専門知識及び技能の修得を図り、介護支援専門員の資質向上へとつながってきている。

その他	
-----	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No.13 (介護分)】 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	【総事業費】 1,363 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人及びMC Iの人が、容態に応じた適時・適切な医療・介護が受けられる体制の構築を図る。 アウトカム指標：認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	
事業の内容（当初計画）	別紙のとおり	
アウトプット指標（当初の目標値）	別紙のとおり	
アウトプット指標（達成値）	1 介護従事者向け認知症研修事業 (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 39人 (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 14人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 18人 (4) 認知症介護基礎研修修了者 371人 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 13名 3 認知症サポート医フォローアップ研修 71名 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 0人 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 42人 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 54人 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>○介護従事者研修の受講により、施設における認知症ケアの向上が図られた。</p> <p>○「認知症初期集中支援チーム員」「認知症地域支援推進員」の研修受講により、市町村で配置に向けた取り組みが進んだ。(早期発見・早期対応の取組が進んだ)</p> <p>○認知症サポート医が増加し、認知症の診療体制の整備が図られた。</p> <p>○医療従事者の研修により、医療現場での認知症対応力向上が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>○介護従事者研修会を福祉人材センターに委託することで、効率的に実施できた。</p> <p>○認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援員研修、認知症サポート医養成研修を国が認めた研修センターに委託して実施することで効果的、効率的に実施できた。</p> <p>○認知症対応力向上研修を認知症疾患医療センター、看護協会と連携して実施することで、効果的、効率的に実施できた。</p>
その他	

(別紙)

事業の内容

1 介護従事者向け認知症研修事業

介護サービス事業所等の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。

2 認知症サポート医養成研修

国立長寿医療研究センターに委託して、かかりつけ医等への助言や地域連携その推進役になる認知症サポート医を養成する。

3 認知症サポート医フォローアップ研修事業

認知症サポート医に対して認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を実施し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るとともに、地域における認知症サポート医同士の連携強化を図る。

4 かかりつけ医等認知症対応力研修

" かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。

また、歯科医師、薬剤師に対しても、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の支援体制構築の担い手づくりを図る。"

5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。

6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修

認知症初期集中支援チームの構成員要件となる研修を、国立長寿医療研究センターに委託して実施する。

7 看護師の認知症対応力向上研修

看護師に対して、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。

8 認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護実践者研修を企画・立案し、研修を実施する指導者に対し、最新の専門知識や技術を習得するための研修を認知症介護研究・研修センターに委託して実施する。

アウトプット指標

1 介護従事者向け認知症研修事業

- (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 48人
- (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 24人
- (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 24人
- (1) 認知症介護基礎研修修了者 135人

2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 18名

- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 100名中 35名
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 70人
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 70人
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数 19か所
- 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 60人
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No.14 (介護分)】 在宅医療・介護連携事業	【総事業費】 151 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	背景：病床数の減少や人材不足などから病院や診療所での看取りが減少し、自宅や介護施設での看取りが徐々に増加している。 ニーズ：高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員にとって、本人の意思を尊重した看取りに必要な知識と心構えを習得する必要（ニーズ）がある。	
	アウトカム指標： 病院・診療所以外での死亡割合 現状：32.6% (R3年度)、目標：42.6% (R8年度)	
事業の内容（当初計画）	看取りに関わる高齢者施設や訪問看護・訪問介護の職員の資質向上、本人の意思を尊重した看取りを推進するために、研修会を実施する。また、県民へ対しても在宅医療介護やACPの普及啓発を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員の出席者数：300名	
アウトプット指標（達成値）	高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員の出席者数：310名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員の出席者数：310名 (1) 事業の有効性 ・各圏域や市町村における在宅医療・介護連携に向けて、多職種による顔の見える関係づくりや、医療従事者・介護従事者など関係者の資質向上につながっている。 (2) 事業の効率性 ・各保健所の地域包括ケア推進スタッフや市町村担当者とも協働・連携することで、効率的な会議や研修実施につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No.15 (介護分)】 生活支援コーディネーター活動支援研修事業	【総事業費】 1,389 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進するために、地域資源の発掘や関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置が必要とされている。 アウトカム指標：研修を受けて生活支援コーディネーターとなる者の数の増加と質の向上を図る。 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修：80人	
事業の内容（当初計画）	生活支援コーディネーター養成のための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：80人	
アウトプット指標（達成値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：80人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：78人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：80人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：78人 （1）事業の有効性 生活支援コーディネーターに資格要件はないが、都道府県が行う養成研修を修了することが望ましいとされており、この研修を実施することで、役割を理解し、地域での有効的な活動につながっている。 （2）事業の効率性 地域支援事業実施者である市町村や介護保険者が独自に養成研修を実施することは非効率であり、生活支援コーディネーターの横の連携にもつながることから、県で実施することが効率的、効果的である。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業	
事業名	【No.16 (介護分)】 介護相談員育成に係わる研修支援事業	【総事業費】 209 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護サービスの適正化、地域包括ケアの推進、高齢者の権利擁護の観点から、サービス利用者へのサポートや地域住民等に対する認知症の理解促進といった役割を担う介護相談員の重要性が高まっている。	
	アウトカム指標：介護相談員の養成、活動人数の維持	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護相談員養成研修受講時の経費支援、研修会（相談員活動報告会議）の運営実施により、介護相談員の養成と資質向上を図る。 ・養成研修事業担当者研修への参加により、事業への理解を深める。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護相談員活動人数：およそ 60 名（参考：H30.10…69 名、R2.9…61 名） 養成研修終了者数：5 名	
アウトプット指標（達成値）	介護相談員活動人数：47 名 養成研修修了者数：8 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 介護相談員活動人数：60 名 養成研修修了者数：5 名	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>○利用者の権利擁護とサービスの質的向上に向けて、相談員となる者が養成研修を受講することにより、専門的知識や技能の習得など、介護サービス相談員の育成・資質向上につながっている。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>○介護サービス相談員養成研修を介護サービス相談・地域づくり連絡会へ委託することにより効率的に実施できている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 外国人介護人材受入れ環境整備 (小項目) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	
事業名	【No.17 (介護分)】 外国人介護人材受入れ施設環境整備事業	【総事業費】 383 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。</p> <p>・今後、増加が見込まれる外国人介護人材の受入を検討するにあたり、介護施設等においてコミュニケーションや文化・風習への配慮等への不安や、外国人介護人材に学習支援や生活支援できる体制が十分でないという実態がある。</p> <p>・こうした実態を踏まえ、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ(1,006人)の緩和</p>	
事業の内容(当初計画)	介護施設等が外国人受入のために要する多言語翻訳機の導入にかかる経費や外国人職員の学習支援に係る経費の助成	
アウトプット指標(当初の目標値)	外国人介護人材受入れ施設数 40施設	
アウトプット指標(達成値)	外国人介護人材の受入れ環境を整備することにより、介護人材の確保を図る。 外国人介護人材受入れ施設数 4施設	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 外国人介護人材の受入れ環境を整備することにより、介護人材の確保を図る。</p> <p>(1) 事業の有効性 外国人介護人材が介護施設等の介護現場で働くにあたり、介護職としての技能や利用者等とのコミュニケーション能力等の習得は重要である。介護施設等がその習得の後押しをすることは外国人介護職員の確保を図る上で有効である。</p> <p>(2) 事業の効率性 県が外国人介護人材を受け入れ、介護福祉士の資格取得支援や利用者等とのコミュニケーション能力等の習得のために行う事業について、補助金を交付する</p>	

	ことにより、介護施設等の負担軽減を語り、将来の介護施設での外国人職員の確保を進めることができる。
その他	

事業の区分	6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業	
事業名	【No.30】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 53,667 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する医療機関	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。	
	アウトカム指標： ・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3施設	
事業の内容（当初計画）	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施するために必要な費用を支援する。	
アウトプット指標（当初目標値）	対象となる施設数 3施設	
アウトプット指標（達成値）	令和6年度は2施設を支援	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医師の労働時間が縮減された医療機関数 2施設	
	<p>（1）事業の有効性 事業の実施により、支援した全ての医療機関における医師の労働時間の縮減が図られたため効果があった。</p> <p>（2）事業の効率性 補助対象者を限定しているため、効率的な支援となっている。</p>	
その他		